

10 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

(単位 人)

区分	財務省			厚生労働省			財務・厚生労働省合計		
	県内居住者	県外居住者	小計	県内居住者	県外居住者	小計	県内居住者	県外居住者	合計
令和5年度	68	26	94	371	134	505	439	160	599
令和4年度	92	31	123	471	156	627	563	187	750
令和3年度	116	38	154	570	200	770	686	238	924

(注) 各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

(単位 人)

区分	医療手帳			特別手当			健康管理手当			保健手当		
	県内居住者	県外居住者	計	県内居住者	県外居住者	計	県内居住者	県外居住者	計	県内居住者	県外居住者	計
令和5年度	361	115	476	13	2	15	335	87	422	1	1	2
令和4年度	459	135	594	17	2	19	424	103	527	1	1	2
令和3年度	556	171	727	20	5	25	516	121	637	1	1	2

(注) 各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 35,271千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

(単位 人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般検査	財務省	45	35	27
	厚生労働省	180	160	122
	計	225	195	149
精密検査	財務省	0	1	0
	厚生労働省	3	1	3
	計	3	2	3

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 247,130千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成13年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第4表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

(単位 円)

区分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当			
令和6年度	実費	110,660	39,490 ～ 36,900	36,900	18,500	費用介護 家族介護	重度 中度	限度月額 限度月額	106,820 71,200 23,550
令和5年度	実費	107,260	38,280 ～ 35,760	35,760	17,940	費用介護 家族介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,800 70,520 22,830
令和4年度	実費	104,660	37,350 ～ 34,900	34,900	17,500	費用介護 家族介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320
令和3年度	実費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護 家族介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320

第5表 厚生労働省所管手当等の支給状況

(単位 人、千円)

区分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
令和5年度	延人数	3,200	199	176	5,732	21
	金額	8,793	21,973	6,375	205,046	431
令和4年度	延人数	4,128	263	213	7,002	24
	金額	11,321	27,421	7,483	244,230	420
令和3年度	延人数	5,196	332	280	8,192	24
	金額	11,209	35,023	10,237	286,474	421

3 県独自の援護事業（予算額 1,321千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和56年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰靈式典）に対して助成を行う。（昭和42年度創設）

第6表 県独自の援護措置による手当等支給状況

(単位 件、円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	支給額
死亡弔慰金	78	780,000	92	920,000	90	900,000	10,000円
通院交通費	245	238,740	183	179,090	167	141,450	認定額支給
介護手当附加金	0	0	0	0	0	0	限度月額 44,360円
毒ガス従事者等療養保養事業	0	0	0	0	0	0	休憩1回250円、宿泊1日500円以内、年1,500円を限度